

# 臨時給付金が 給付されます



## 臨時福祉給付金

問い合わせ先  
福祉事務所 ☎57-8509

### ▶支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が香南市にあり、平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税されている人の扶養親族などである、生活保護の受給者である場合などは除きます)

### ▶支給額

- ▶ 1人につき 10,000円
- ▶ 下記のいずれかに当てはまる人は1人につき5,000円を加算
  - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象)
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など(平成26年1月分の手当などを受給している人が対象)

▶申請期間 平成26年7月1日(火)  
～平成26年12月26日(金)

▶申請先 福祉事務所、各支所

## 子育て世帯 臨時特例給付金

問い合わせ先  
市民保険課 ☎57-8506

### ▶支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が香南市にあり、次のどちらの要件も満たす人。

- ▶平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給
- ▶平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

### ▶対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは対象となりません

▶支給額 対象児童1人につき 10,000円

▶申請期間 平成26年7月1日(火)  
～平成26年12月26日(金)

▶申請先 市民保険課、各支所

※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

詳しい申請方法については、6月下旬から7月上旬に、対象者に「申請のご案内」を郵送します。また、市ホームページでも確認できます。



給付金を装った詐欺にご注意ください！  
市・県・国などが給付のために手数料などを現金で請求したり、入金を依頼をすることは絶対にありません。



## 今月のチェックポイント

### 《特定健診》

こうなん元気21の記事も併せてご覧ください。  
(28ページ)

# 特定健診を受診する時にお忘れなく

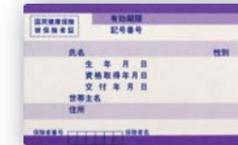
# だより 国保

## 👉 持っていくもの

### ① 特定健診受診券



### ② 国保被保険者証



### ③ 問診票



※事前に記入してください



特定健診受診券は水色の封筒でお送りしている紫色の用紙です。受診まで大切に保管のうえ、当日持ってきてください。

## 年齢にご注意ください!

### 国保に加入していて平成27年3月末で40～74歳の皆さまへ

- ① 対象となる人：平成27年3月までに40～74歳になれる人(医療機関で治療されている人も特定健診対象となります。定期的に検査をされている人は、受診時に特定健診受診券を持参して主治医にご相談ください)
- ② 健診を受ける場所：地域の集団健診会場、もしくは市内の医療機関などで(受診券と同封していますチラシをご覧ください)
- ③ 受診券の有効期限：平成27年1月末まで
- ④ 自己負担額：集団健診、医療機関で受診するいずれの場合でも **無料** です

■ 特定健診を受診できるのは年度内に1回となります。誤って2回以上受診された場合は、特定健診にかかる実費分を請求させていただくこととなりますのでご注意ください。

■ 5月以降に国保に加入された人で特定健診の受診を希望される場合は市民保険課国保係までご連絡ください。

### 平成27年3月末までに75歳になる皆さまへ

- ① 対象となる方：平成27年3月末までに75歳になれる人(今年度75歳になれる方は、75歳の誕生日の前日までは国保の特定健診が受診できます。誕生日を過ぎると受診券は使用できません。誕生日以降受診を希望される場合は、後期高齢者医療健康診査の要件を満たされた方のみ受診できますので、市民保険課高齢者医療係までご連絡をお願いします)

